

介護保険指導室関係

1 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(1) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施

介護保険における指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指し、「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日付老健局長通知)により、指導・監査指針の改正を行い、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準や報酬請求の事実内容等について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」との明確な区分を図ったところである。

各都道府県においては、引き続き、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に周知いただき理解を促していただくようお願いする。

(2) 不正事案等に対する厳正な対応

介護サービス事業者による介護報酬の不正請求や運営基準違反等により、毎年度、指定取消、指定の効力の全部又は一部停止等の処分が一定数行われている。運営基準違反や介護報酬の不正請求等は、利用者に不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうものであり、引き続き、通報・苦情等により、こうした不正や不正が疑われる情報があった場合には、必要に応じて監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、厳正な対応をお願いする。

なお、利用者保護の観点から、事業者に対して指定取消等の処分を行った場合、代替事業者によるサービスの継続的利用が可能となるよう、当該事業者に対して受け入れ事業者の確保等を図るよう指導するとともに、関係自治体や関係居宅介護支援事業所等とも連携するよう留意されたい。

(3) 指導監督業務の標準化

介護保険における指導監督業務の標準化については、これまで厚生労働省としては、指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」を開催したり、これまでに文書で発出した運営基準や介護報酬の解釈に関する

Q&Aの体系的な整理、HP等による公開、実地指導マニュアルの改訂等の取組を行ってきたところである。

しかしながら、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成22年11月30日）においても、「一部の自治体において、必ずしも実地指導や監査が十分な効果を上げていなかつたり、自治体間で指導内容に不整合があつたりする」との指摘をされたところであります。引き続き、平成23年度においても、各自治体との意見交換等を行いつつ、標準化に向けた取組を行うこととしているので、ご協力を願いたい。

○ 介護保険指導監督中堅職員研修の開催

指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」については、平成23年度も以下のとおり引き続き実施することとしているので、関係職員の積極的な参加にご配意願いたい。

平成23年度 介護保険指導監督中堅職員研修

- 日 程 平成23年9月7日（水）～9日（金）
- 会 場 国立保健医療科学院
- 対象者 各都道府県（出先機関含む）及び指定都市、中核市において、
指導監督業務に従事している指導的立場にある職員
※ 研修カリキュラム等の詳細については別途連絡予定

（4）指導監督の実施における留意点について

ア 集団指導等における行政処分等の要因分析等の活用

介護サービス事業者への指導にあたっては、

- ① 実地指導や監査において指摘の多かった事項
- ② 行政処分を行った事業所がある場合には、処分の原因となった不正の概要やその要因等

について分析を行い、集団指導の積極的な活用により注意喚起を図るなど、不正事案等の発生の未然防止に資するよう、その内容や実施方法について工夫されたい。

イ 関係自治体との連携

介護サービス事業所の指定は都道府県が行っているが、保険給付は市町村が行つており、また、地域密着型サービスにおいては、複数の市町村が同一の事業所を指定するなど、一の介護サービス事業所には複数の自治体が関係を有している。関係する自治体が不正事案等に対して適切に対応するため、必要に応じて実地指導や監査を合同で行ったり、その結果や行政処分等の情報共有を図るなど十分な連携を図られたい。

また、都道府県におかれでは、引き続き、都道府県の指定事務等を移譲している市町村を含め当該都道府県内の市町村に対し、都道府県が行う集団指導の資料の提供等情報共有を行うなど、当該都道府県内の関係自治体が連携して効果的な指導監督が行えるよう検討されたい。

ウ 実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減

介護サービス事業者に対する実地指導については、平成18年の指導監査指針の見直しにより、実地指導マニュアルで示している行動・心理症状のある利用者のリスト、各種加算等自己点検シートの点検結果以外の資料の作成は求めないなど、実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減を図ったところである。

引き続き、事前資料等の提出を求める場合であっても既存資料を活用するなど、指導監督業務に係る介護サービス事業者の事務負担の軽減を図られたい。

(5) 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査の着実な実施

営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」において、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされているところである。

各自治体においては、これまでも5年間の全体計画及び各年度毎の計画を策定した上で、計画的な実施をしていただいているが、引き続き、平成24年までの間に、対象となる全ての事業所に対して監査が行われるよう、既年度の実績数を踏まえて見直した上で、着実な実施をお願いする。

また、都道府県におかれでは、管内市町村においても同様に計画に基づき着実に実施されるよう周知されたい。

なお、全体計画及び単年計画並びに監査の実施状況については、別途、報告等をいただくこととしているのでご協力願いたい。

2 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備については、適正な介護事業運営が確保されるよう、事業者自ら適切な体制を整備し、改善を図っていくことが最も重要であるが、行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、適切な助言を行い、その取組を支援していく必要がある。

(1) 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際に、その内容を遅滞なく届け出ることとされており、各自治体におかれでは、各事由に係る届出未済防止の観点から、新規指定申請時、指定更新時または集団指導など事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

また、事業者の事業展開地域拡大等に伴う所管行政機関の変更においては、変更前と変更後の行政機関間で連携を図り、円滑な事務処理にご留意願いたい。

なお、届出情報の管理にあたっては、業務管理体制データ管理システムの運用に引き続きご協力いただきたい。

(2) 業務管理体制に係る確認検査

ア 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じて改善に向け事業者が自主的に取組まれるよう助言を行うものである。

国においては、平成22年度より各事業者に対して概ね6年に1回程度、実地検査を実施しているが、各自治体におかれても、所管事業者数や地域の実情に応じ検査実施計画を策定のうえ、適切に実施されたい。

また、検査の実施方法については、書面検査、実地検査のどちらの手法でも差し支えないが、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法で実施されたい。

なお、検査事務の効率的な実施、事業者の負担軽減の観点から、事業所指導との一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査との合同実施など、各自治体において工夫されたい。

イ 特別検査

介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業者に対し、特別検査を実施する必要がある。実施にあたっては、組織的関与の有無の検証にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかつた業務管理体制の不備の確認・検証についても適切に実施し、必要に応じ改善勧告等を行わみたい。

特に、事業所の指定権者と事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合、円滑に業務を遂行するため、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供について十分配慮願いたい。

なお、特別検査の実施については、必ずしも指定等取消処分が確定しなければ実施できないというものではなく、事業所に対する監査の過程において、指定等取消処分の可能性が認められた時点など、適切な機会を捉え実施願いたい。

3 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供

事業所の監査に基づき、指定（許可）の取消又は効力停止の行政処分を行う際には、「介護保険法第197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分等に関する報告について」（平成19年8月20日介護保険指導室長通知）にあるとおり、必ず聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

なお、改善勧告・命令についても、引き続き、勧告・命令を行った都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

また、都道府県におかれでは、地域密着型サービス事業所の行政処分等に関する情報提供に遗漏のないよう、管内市町村にも周知を図られたい。

(2) 業務管理体制の特別検査に関する情報提供

広域的に事業展開を行う事業者の運営する事業所において指定取消相当事案が発覚した場合は、関係行政機関の迅速かつ適切な対応が求められる。

そのため、当省及び地方厚生局が所管する事業者に指定取消処分相当事案が発生した場合には、速やかな情報提供とともに、特別検査の実施要請をしていただくようお願いする（権限の行使要請の様式は平成21年6月24日付け老指発第0624001号介護保険指導室長通知を参照）。

なお、特別検査の実施要請等は、都道府県と市町村間においても必要な手続であるので、上記と同様に十分ご留意願いたい。

また、都道府県及び市町村におかれでは、業務管理体制に係る特別検査を実施した場合も、事案の内容及び参考資料を速やかに当室へ必ず情報提供をいただくよう引き続きお願いする（報告の様式等は前述介護保険指導室長通知を参照）。

(3) 自治体における体制整備

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、

また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導がなされていないところもある。各自治体におかれでは、昨年度より新たに追加された業務管理体制に関する監督業務への対応やサービスの質の確保・向上を図る観点から適切な指導監督を行えるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置などの実施体制の整備について、引き続きご配意願いたい。

(4) その他

平成23年度においても、引き続き、本省及び地方厚生局において、自治体への実地ヒアリングを実施することとしているので、了知されたい。

また、各自治体における介護サービス事業所等への指導監督の実施状況等についても、引き続き報告の依頼をさせていただくこととしているので、了知されたい。

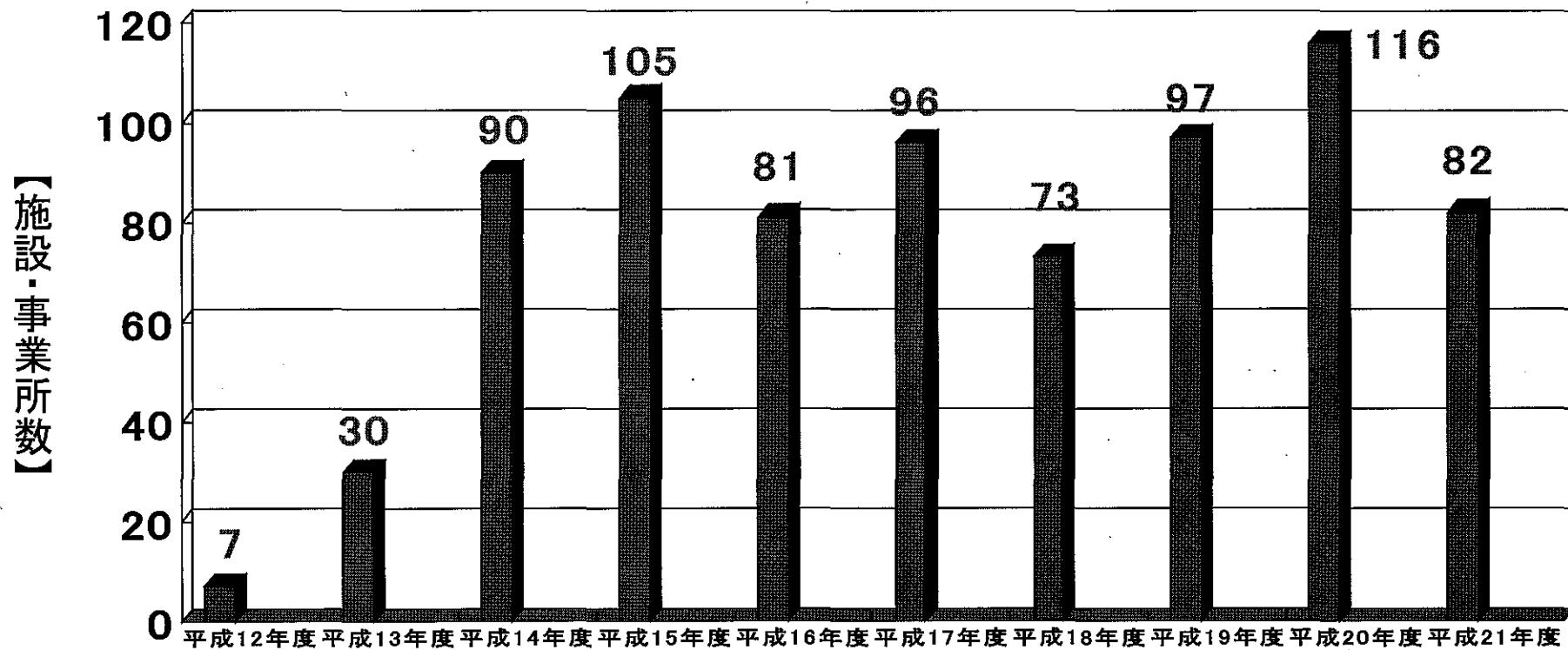
介護保險指導室資料

介護サービス事業所に対する監査結果の状況及び
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の状況

1. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳

〔年度別〕(平成12年度～21年度)

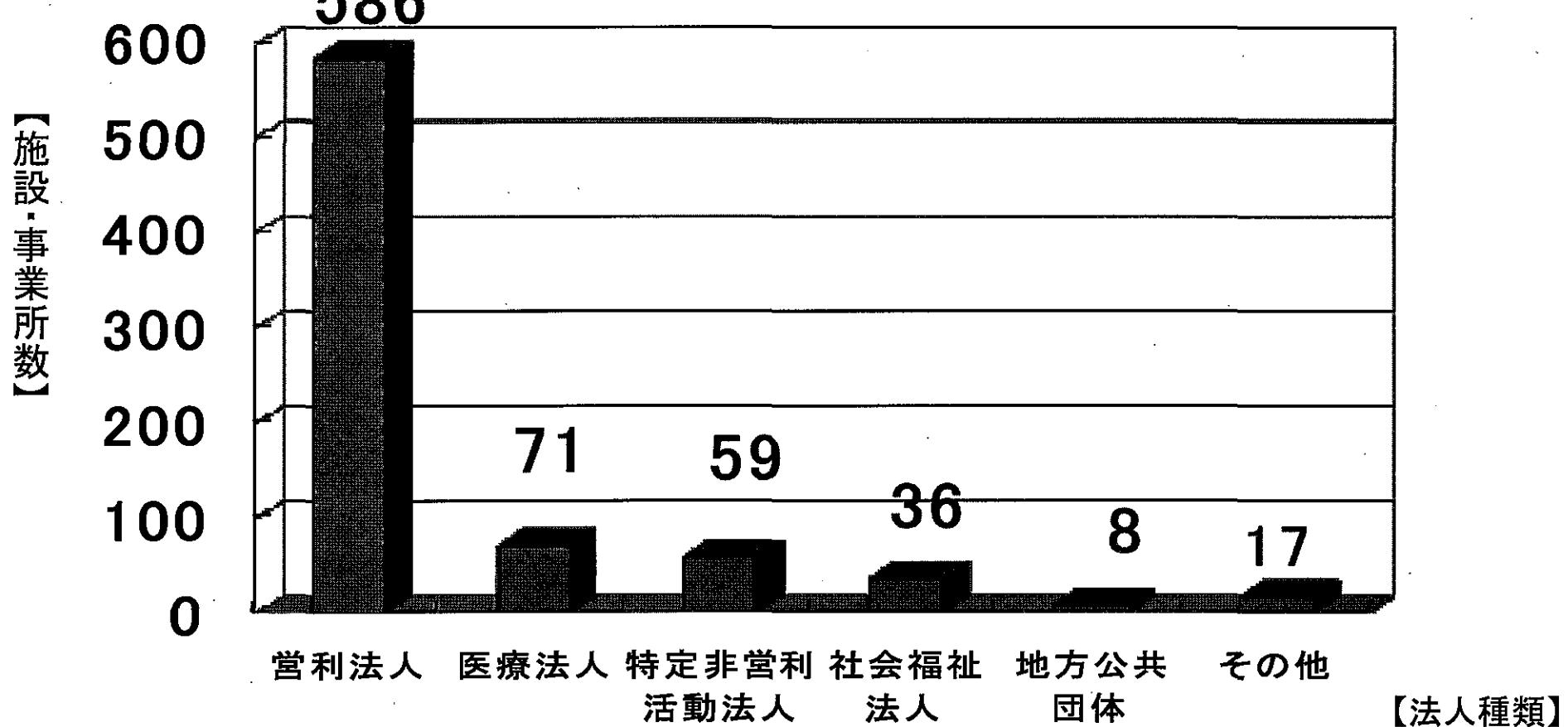
指定取消等施設・事業所数(合計)：777事業所



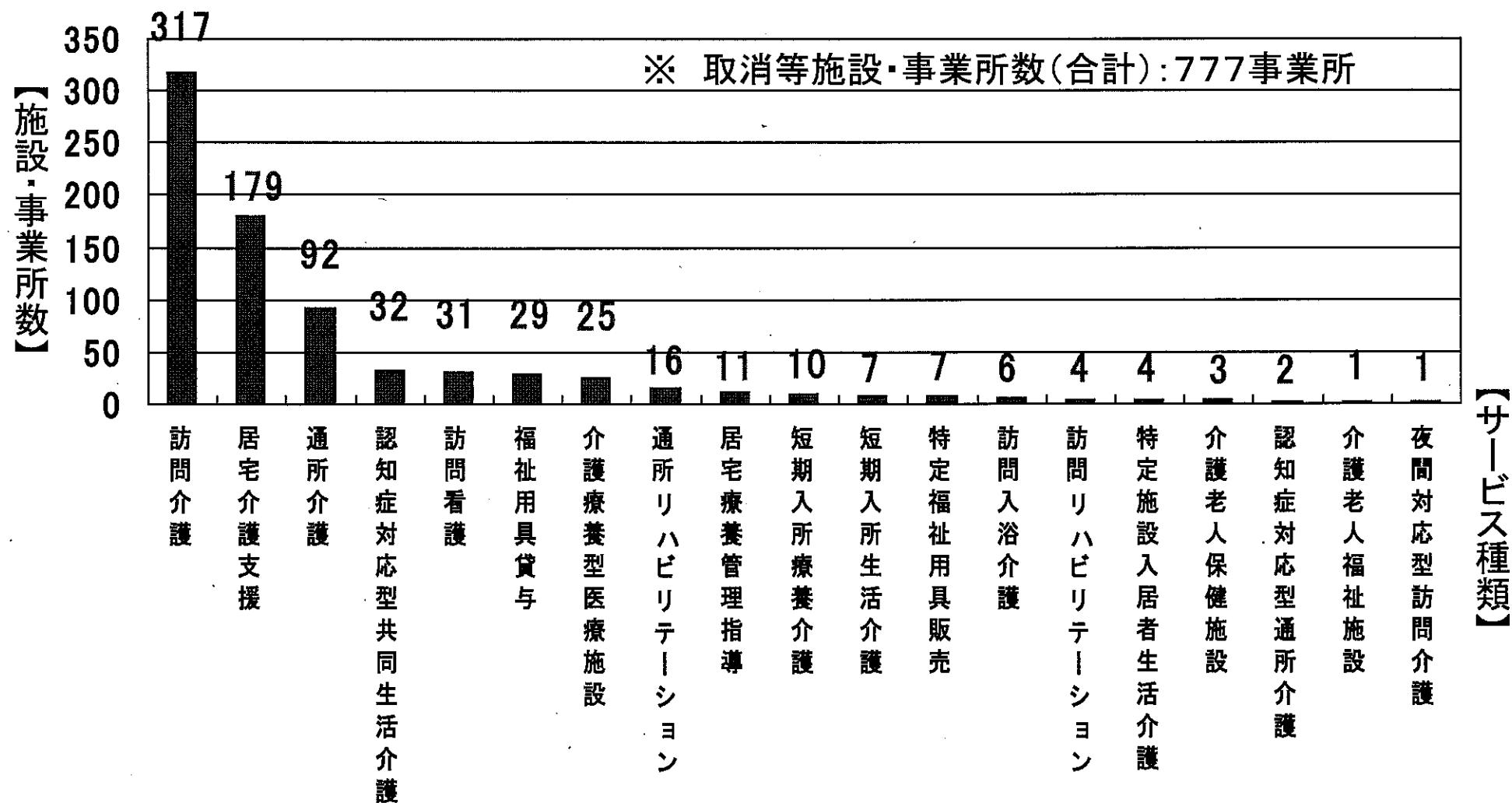
2. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳

〔法人種類別〕(平成12年度～21年度)

※ 取消等施設・事業所数(合計): 777事業所



3. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳 〔サービス別〕(平成12年度～21年度)



※ 各サービス毎の件数には介護予防サービス分を含む。

4. 指定取消等の状況(平成21年度)

取消事由	人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことできなくなった	設備及び運営に関する基準に従つた、適切な運営ができなくなった	介護給付費の請求に関する不正	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令に違反した
根拠条文(例)	第77条第1項第2号	第77条第1項第3号	第77条第1項第5号	第77条第1項第6号	第77条第1項第7号	第77条第1項第8号	第77条第1項第9号
訪問介護	(24)	4	5	19	5	6	6
訪問看護	(1)	1	1	1			
居宅療養	(1)		1	1			
通所介護	(10)	3	2	8	3	3	4
福祉用具貸与	(1)		1	1			
特定福祉用具販売	(1)				1		
居宅介護支援	(18)	1	9	12	4	1	2
介護老人保健施設	(1)			1			
介護予防訪問介護	(15)	3	4	1	4	2	5
介護予防訪問看護	(1)	1					
介護予防居宅療養	(1)		1	1			
介護予防通所介護	(7)	2	2	3	1	1	4
認知症対応型共同生活介護	(1)	1	1		1		
合 計	(82)	16	27	48	19	13	21
							4

※()内は平成21年度に指定取消処分(聴聞通知後廃止を含む)を受けた事業所数

※複数の取消事由により指定取消処分を受けている事業所があるため、取消事業所数と取消事由の数は一致しない

(1) 平成21年度の監査の実施状況

- ・ 平成21年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数
- ・ 平成21年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善勧告件数
- ・ 平成21年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善命令件数
- ・ 平成21年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善命令件数
- ・ 平成21年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止（一部又は全部）件数
- ・ 平成21年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定の効力の停止（一部又は全部）件数
- ・ 平成21年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数
- ・ 平成21年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定取消件数
- ・ 平成21年度介護サービスの種類別にみた取消事由別指定取消件数

平成21年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

介護サービスの種類		合計	営利法人	うち、営利法人監査によるもの (注)	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	72	67	18	4	0	1	0	0
	指定訪問入浴介護事業所	8	8	1	0	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	2	2	1	0	0	0	0	0
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅療養管理指導事業所	4	2	0	0	1	0	0	1
	指定通所介護事業所	104	98	16	2	1	3	0	0
	指定通所リハビリテーション事業所	1	0	0	0	1	0	0	0
	指定短期入所生活介護事業所	18	13	1	0	0	5	0	0
	指定短期入所療養介護事業所	3	0	0	0	1	2	0	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5	4	0	0	0	1	0	0
指定施設介護サービス	指定福祉用具貸与事業所	13	12	4	1	0	0	0	0
	指定特定福祉用具販売事業所	12	11	4	1	0	0	0	0
	指定居宅介護支援事業所	25	17	5	0	3	4	1	0
	指定介護老人福祉施設	8	0	0	0	0	7	1	0
指定介護予防サービス	指定老人保健施設	6	0	0	0	4	2	0	0
	指定介護療養型医療施設	1	0	0	0	1	0	0	0
	指定介護予防訪問介護事業所	65	61	15	3	0	1	0	0
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	8	8	1	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	2	2	1	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	4	2	0	0	1	0	0	1
	指定介護予防通所介護事業所	100	94	15	2	1	3	0	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	0	0	0	1	0	0	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	13	9	1	0	0	4	0	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	3	0	0	0	1	2	0	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	4	4	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	12	11	3	1	0	0	0	0
地域密着型サービス	指定介護予防福祉用具販売事業所	12	11	4	1	0	0	0	0
	指定介護予防支援事業所	1	0	0	0	0	1	0	0
	指定夜間対応型訪問介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	8	7	2	0	0	1	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	26	20	11	2	4	0	0	0
防着指サ型定介地ビ護域ス予密	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	1	0	0	0	0	1	0	0
	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
介地ビ護域ス予密	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	8	7	2	0	0	1	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	24	19	10	1	4	0	0	0
合計		574	489	115	18	24	39	2	2

注：介護サービス事業者による不正案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたもので、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付 老総発第0704001号他)に基づき実施した監査である。

平成21年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善勧告件数

都道府県名	計	都道府県	市町村	指定都市・中核市名	
北海道	8	6	2	札幌市	4
青森県	0	0	0	仙台市	0
岩手県	0	0	0	さいたま市	2
宮城県	11	9	2	千葉市	0
秋田県	2	2	0	横浜市	0
山形県	2	2	0	川崎市	2
福島県	2	2	0	相模原市	0
茨城県	8	6	2	新潟市	0
栃木県	0	0	0	静岡市	0
群馬県	32	30	2	浜松市	0
埼玉県	3	3	0	名古屋市	0
千葉県	107	93	14	京都市	0
東京都	163	161	2	大阪市	2
神奈川県	95	94	1	堺市	0
新潟県	0	0	0	神戸市	0
富山県	0	0	0	岡山市	6
石川県	1	1	0	広島市	0
福井県	0	0	0	北九州市	0
山梨県	6	6	0	福岡市	0
長野県	1	1	0	指定都市計	16
岐阜県	4	2	2	函館市	0
静岡県	10	10	0	旭川市	0
愛知県	0	0	0	青森市	0
三重県	14	14	0	盛岡市	0
滋賀県	1	0	1	秋田市	0
京都府	0	0	0	郡山市	0
大阪府	1	0	1	いわき市	4
兵庫県	2	0	2	宇都宮市	0
奈良県	3	3	0	前橋市	0
和歌山県	0	0	0	川越市	0
鳥取県	1	0	1	船橋市	0
島根県	2	2	0	柏市	2
岡山県	13	13	0	横須賀市	0
広島県	2	0	2	富山市	0
山口県	0	0	0	金沢市	0
徳島県	10	0	10	長野市	0
香川県	26	26	0	岐阜市	0
愛媛県	2	2	0	豊橋市	0
高知県	2	2	0	岡崎市	0
福岡県	2	0	2	豊田市	0
佐賀県	0	0	0	大津市	0
長崎県	9	9	0	高槻市	0
熊本県	0	0	0	東大阪市	0
大分県	3	3	0	姫路市	0
宮崎県	2	2	0	尼崎市	0
鹿児島県	0	0	0	西宮市	0
沖縄県	0	0	0	奈良市	0
都道府県計	550	504	46	和歌山市	0
				倉敷市	0
				福山市	0
				下関市	0
				高松市	0
				松山市	0
				高知市	0
				久留米市	0
				長崎市	2
				熊本市	0
				大分市	0
				宮崎市	0
				鹿児島市	0
				中核市計	8
				総合計	574

※ 都道府県の勧告件数のうちの市町村欄は、各都道府県管内の市町村が介護サービス事業所に対して改善勧告を行った件数である。

平成21年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善命令件数

介護サービスの種類	合計	営利法人	うち、営利法人監査によるもの (注)	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	1	0	0	1	0	0	0
	指定訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所療養介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定福祉用具貸与事業所	1	0	0	1	0	0	0
	指定特定福祉用具販売事業所	1	0	0	1	0	0	0
除指定施設介護サービス	指定居宅介護支援事業所	2	1	1	1	0	0	0
	指定介護老人福祉施設	1	0	0	0	0	1	0
	介護老人保健施設	1	0	0	0	0	1	0
	指定介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	1	0	0	1	0	0	0
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	1	0	0	1	0	0	0
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	0	0	1	0	0	0
地域密着型サービス	指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定夜間対応型訪問介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
防着指定介地ビ護域ス予密	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
合 計		16	3	1	7	0	6	0

注：介護サービス事業者による不正事業を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたもので、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付 老総発第0704001号他)に基づき実施した監査である。

平成21年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善命令件数

都道府県名	計	都道府県	市町村	指定都市・中核市名	
北海道	0	0	0	札幌市	0
青森県	0	0	0	仙台市	0
岩手県	0	0	0	さいたま市	0
宮城県	0	0	0	千葉市	0
秋田県	0	0	0	横浜市	0
山形県	0	0	0	川崎市	0
福島県	0	0	0	相模原市	0
茨城県	0	0	0	新潟市	0
栃木県	0	0	0	静岡市	0
群馬県	2	2	0	浜松市	0
埼玉県	0	0	0	名古屋市	0
千葉県	0	0	0	京都市	0
東京都	0	0	0	大阪市	0
神奈川県	0	0	0	堺市	0
新潟県	0	0	0	神戸市	0
富山県	0	0	0	岡山市	0
石川県	0	0	0	広島市	0
福井県	0	0	0	北九州市	0
山梨県	0	0	0	福岡市	0
長野県	1	1	0	指定都市計	0
岐阜県	0	0	0	函館市	0
静岡県	0	0	0	旭川市	0
愛知県	0	0	0	青森市	0
三重県	3	3	0	盛岡市	0
滋賀県	0	0	0	秋田市	0
京都府	0	0	0	郡山市	0
大阪府	7	7	0	いわき市	0
兵庫県	0	0	0	宇都宮市	0
奈良県	0	0	0	前橋市	0
和歌山県	0	0	0	川越市	0
鳥取県	0	0	0	船橋市	0
島根県	0	0	0	柏市	0
岡山県	0	0	0	横須賀市	0
広島県	0	0	0	富山市	0
山口県	0	0	0	金沢市	0
徳島県	0	0	0	長野市	0
香川県	0	0	0	岐阜市	0
愛媛県	0	0	0	豊橋市	0
高知県	0	0	0	岡崎市	0
福岡県	0	0	0	豊田市	0
佐賀県	0	0	0	大津市	0
長崎県	0	0	0	高規市	0
熊本県	0	0	0	東大阪市	0
大分県	0	0	0	姫路市	0
宮崎県	1	1	0	尼崎市	0
鹿児島県	0	0	0	西宮市	0
沖縄県	0	0	0	奈良市	0
都道府県計	14	14	0	和歌山市	0
				倉敷市	0
				福山市	0
				下関市	0
				高松市	0
				松山市	0
				高知市	2
				久留米市	0
				長崎市	0
				熊本市	0
				大分市	0
				宮崎市	0
				鹿児島市	0
				中核市計	2
				総合計	16

* 都道府県の命令件数のうちの市町村欄は、各都道府県管内の市町村が介護サービス事業所に対して改善命令を行った件数である。

平成21年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部又は全部)件数

介護サービスの種類	合計	営利法人	うち、営利法人監査によるもの (注)	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	6	5	3	0	0	0	0
	指定訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定通所介護事業所	26	25	1	0	1	0	0
	指定通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所療養介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定福祉用具貸与事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定特定福祉用具販売事業所	1	1	0	0	0	0	0
除指定介護支援事業所	指定居宅介護支援事業所	3	0	0	0	1	2	0
	指定介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	1	0	0	0	0	1	0
	指定介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防通所介護事業所	25	24	0	0	1	0	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型サービス	指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定夜間対応型訪問介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
防着指定介地ビ漫域予密	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
合計		69	58	4	0	3	7	0
								1

注：介護サービス事業者による不正事業を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたもので、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付 老総発第0704001号他)に基づき実施した監査である。

平成21年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定の効力の停止(一部又は全部)件数

都道府県名	計	一部停止			全部停止			指定都市・中核市名	計	一部停止	全部停止
		計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村				
北海道	0	0	0	0	0	0	0	札幌市	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0	仙台市	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	さいたま市	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	千葉市	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	横浜市	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	川崎市	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	相模原市	0	0	0
茨城県	3	2	0	2	1	1	0	新潟市	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	静岡市	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	浜松市	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	名古屋市	0	0	0
千葉県	2	2	2	0	0	0	0	京都市	0	0	0
東京都	46	46	46	0	0	0	0	大阪市	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	堺市	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	神戸市	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	岡山市	0	0	0
石川県	1	1	1	0	0	0	0	広島市	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	北九州市	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	福岡市	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	指定都市計	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	函館市	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	旭川市	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	青森市	0	0	0
三重県	7	5	5	0	2	2	0	盛岡市	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	秋田市	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	郡山市	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	いわき市	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	宇都宮市	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	前橋市	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	川越市	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	船橋市	0	0	0
島根県	1	1	1	0	0	0	0	柏市	0	0	0
岡山県	3	0	0	0	3	3	0	横須賀市	0	0	0
広島県	2	2	2	0	0	0	0	富山市	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0	0	金沢市	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	長野市	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	岐阜市	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	豊橋市	0	0	0
高知県	2	2	2	0	0	0	0	岡崎市	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	豊田市	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	大津市	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	高槻市	0	0	0
熊本県	1	0	0	0	1	1	0	東大阪市	0	0	0
大分県	1	0	0	0	1	1	0	姫路市	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	尼崎市	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	西宮市	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	奈良市	0	0	0
都道府県計	69	61	59	2	8	8	0	和歌山市	0	0	0
							倉敷市	0	0	0	0
							福山市	0	0	0	0
							下関市	0	0	0	0
							高松市	0	0	0	0
							松山市	0	0	0	0
							高知市	0	0	0	0
							久留米市	0	0	0	0
							長崎市	0	0	0	0
							熊本市	0	0	0	0
							大分市	0	0	0	0
							宮崎市	0	0	0	0
							鹿児島市	0	0	0	0
							中核市計	0	0	0	0
							総合計	69	61	8	

※ 都道府県の効力の停止件数のうちの市町村欄は、各都道府県管内の市町村が介護サービス事業所に対して効力の停止を行った件数である。

平成21年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類	合計	営利法人	うち、営利法人監査によるもの(注)	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	24	22	8	2	0	0	0
	指定訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅療養管理指導事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定通所介護事業所	10	10	1	0	0	0	0
	指定通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
除指定施設介護サービス	指定福祉用具貸与事業所	1	1	1	0	0	0	0
	指定特定福祉用具販売事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定居宅介護支援事業所	18	17	7	1	0	0	0
	指定介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防サービス	介護老人保健施設	1	0	0	0	1	0	0
	指定介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問介護事業所	15	14	4	1	0	0	0
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定介護予防通所介護事業所	7	7	1	0	0	0	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型サービス	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定夜間対応型訪問介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
防着指サ型定介地ビ護城ス予密	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
合計		82	77	22	4	1	0	0

注：介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたもので、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付 老総発第0704001号他)に基づき実施した監査である。

平成21年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定取消件数

都道府県名	計	都道府県	市町村	指定都市・中核市名	
北海道	0	0	0	札幌市	0
青森県	0	0	0	仙台市	0
岩手県	0	0	0	さいたま市	0
宮城県	3	2	1	千葉市	0
秋田県	0	0	0	横浜市	0
山形県	0	0	0	川崎市	0
福島県	1	1	0	相模原市	0
茨城県	3	3	0	新潟市	0
栃木県	0	0	0	静岡市	0
群馬県	2	2	0	浜松市	0
埼玉県	5	5	0	名古屋市	0
千葉県	0	0	0	京都市	0
東京都	6	6	0	大阪市	0
神奈川県	3	3	0	堺市	0
新潟県	0	0	0	神戸市	0
富山県	0	0	0	岡山市	0
石川県	0	0	0	広島市	0
福井県	0	0	0	北九州市	0
山梨県	0	0	0	福岡市	0
長野県	0	0	0	指定都市計	0
岐阜県	0	0	0	函館市	0
静岡県	4	4	0	旭川市	0
愛知県	0	0	0	青森市	0
三重県	2	2	0	盛岡市	0
滋賀県	0	0	0	秋田市	0
京都府	0	0	0	郡山市	0
大阪府	12	12	0	いわき市	0
兵庫県	2	2	0	宇都宮市	0
奈良県	3	3	0	前橋市	0
和歌山県	5	5	0	川越市	0
鳥取県	0	0	0	船橋市	0
島根県	0	0	0	柏市	0
岡山県	6	6	0	横須賀市	0
広島県	1	1	0	富山市	0
山口県	0	0	0	金沢市	0
徳島県	0	0	0	長野市	0
香川県	0	0	0	岐阜市	0
愛媛県	8	8	0	豊橋市	0
高知県	0	0	0	岡崎市	0
福岡県	3	3	0	豊田市	0
佐賀県	0	0	0	大津市	0
長崎県	0	0	0	高槻市	0
熊本県	2	2	0	東大阪市	0
大分県	3	3	0	姫路市	0
宮崎県	0	0	0	尼崎市	0
鹿児島県	0	0	0	西宮市	0
沖縄県	8	8	0	奈良市	0
都道府県計	82	81	1	和歌山市	0
				倉敷市	0
				福山市	0
				下関市	0
				高松市	0
				松山市	0
				高知市	0
				久留米市	0
				長崎市	0
				熊本市	0
				大分市	0
				宮崎市	0
				鹿児島市	0
				中核市計	0
				総合計	82

(別
掲)

※ 都道府県の取消件数のうちの市町村欄は、各都道府県管内の市町村が介護サービス事業所に対して指定取消を行った件数である。

平成21年度介護サービスの種類別にみた取消事由別指定取消件数

介護サービスの種類	指定取消件数	複数回答(注)							
		人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなつた	介護給付費の請求に関して不正	報道書類の提出命令に等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	
(根拠条文例) 第77条第1項 第2号	(根拠条文例) 第77条第1項 第3号	(根拠条文例) 第77条第1項 第5号	(根拠条文例) 第77条第1項 第6号	(根拠条文例) 第77条第1項 第7号	(根拠条文例) 第77条第1項 第8号	(根拠条文例) 第77条第1項 第9号			
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	24	4	5	19	5	6	6	2
	指定訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	1	1	1	0	0	0	0	0
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅療養管理指導事業所	1	0	1	1	0	0	0	0
	指定通所介護事業所	10	3	2	8	3	3	4	0
	指定通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定福祉用具貸与事業所	1	0	1	1	0	0	0	0
	指定特定福祉用具販売事業所	1	0	0	0	1	0	0	0
	指定居宅介護支援事業所	18	1	9	12	4	1	2	0
除指定 ビス 設介 サ種 一保	指定介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	1	0	0	1	0	0	0	0
	指定介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	15	3	4	1	4	2	5	2
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	1	1	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1	0	1	1	0	0	0	0
	指定介護予防通所介護事業所	7	2	2	3	1	1	4	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型サービス	指定夜間対応型訪問介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	1	1	1	0	1	0	0	0
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
防着指 サ型定 介地 ど護域 ス予密	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		82	16	27	48	19	13	21	4

注：複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない。

(2) 平成12年度～21年度までの指定取消の状況

- ・平成12年度～21年度までの介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数
- ・都道府県別にみた指定取消件数
- ・指定取消等の年次別にみた介護給付費の返還額の状況

平成12年度～21年度までの介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類	合 計	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定訪問介護事業所	261	229	20	4	6	0	2
指定訪問入浴介護事業所	6	5	1	0	0	0	0
指定訪問看護事業所	25	18	0	5	0	0	2
指定訪問リハビリテーション介護事業所	4	0	0	2	0	0	2
指定居宅養管理指導事業所	10	1	0	5	0	0	4
指定通所介護事業所	70	59	5	2	4	0	0
指定通所リハビリテーション事業所	15	0	0	8	3	0	4
指定短期入所生活介護事業所	5	1	0	0	3	1	0
指定短期入所療養介護事業所	10	0	0	6	4	0	0
指定特定施設入居者生活介護事業所	4	3	0	0	1	0	0
指定福祉用具貸与事業所	25	24	1	0	0	0	0
指定特定福祉用具販売事業所	4	3	1	0	0	0	0
指定居宅介護支援事業所	179	130	20	12	15	2	0
指定介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設	1 3 25	0 0 0	0 0 0	0 3 20	0 0 0	1 0 3	0 0 2
指定介護予防訪問介護事業所	56	51	3	1	0	0	1
指定介護予防訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防訪問看護事業所	6	5	0	1	0	0	0
指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1	1	0	0	0	0	0
指定介護予防通所介護事業所	22	21	0	1	0	0	0
指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	0	0	1	0	0	0
指定介護予防短期入所生活介護事業所	2	1	0	0	0	1	0
指定介護予防短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防福祉用具貸与事業所	4	3	1	0	0	0	0
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	3	2	1	0	0	0	0
指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定夜間対応型訪問介護事業所	1	1	0	0	0	0	0
指定認知症対応型通所介護事業所	1	1	0	0	0	0	0
指定小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定認知症対応型共同生活介護事業所	25	20	5	0	0	0	0
指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	1	0	0	0	0	0
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	7	6	1	0	0	0	0
合 計	777	586	59	71	36	8	17

注：指定取消の件数には、聴聞後廃止（聴聞通知後に廃止届が提出された事業所）を含む。

都道府県別にみた指定取消件数

都道府県名	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成21年度			合計
										指定取消	聴聞通知 後廃止	計	
北海道	0	3	11	7	4	16	3	2	8	0	0	0	54
青森県	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	4
岩手県	0	0	0	0	2	1	1	2	0	0	0	0	6
宮城県	0	0	2	0	8	1	0	2	6	3	0	3	22
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3
福島県	1	0	0	0	6	2	0	7	2	1	0	1	19
茨城県	0	0	0	3	0	2	0	11	1	3	0	3	20
栃木県	1	0	3	4	2	1	0	1	7	0	0	0	19
群馬県	0	1	4	3	2	0	2	1	4	2	0	2	19
埼玉県	0	6	2	0	0	0	4	0	6	5	0	5	23
千葉県	0	0	1	0	6	0	2	4	10	0	0	0	23
東京都	0	3	4	3	5	4	24	19	15	6	0	6	83
神奈川県	0	0	1	0	1	3	2	0	2	3	0	3	12
新潟県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
富山県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	2	10	0	2	0	0	0	0	14
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	8
岐阜県	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	9
静岡県	0	0	3	0	1	2	2	1	0	4	0	4	13
愛知県	0	0	3	1	2	3	0	5	0	0	0	0	14
三重県	0	4	0	1	0	0	0	0	7	2	0	2	14
滋賀県	0	0	1	3	7	2	2	1	0	0	0	0	16
京都府	0	3	30	12	1	10	3	0	0	0	0	0	59
大阪府	1	2	10	5	9	2	3	6	2	12	0	12	52
兵庫県	0	1	2	0	1	1	6	9	4	2	0	2	26
奈良県	0	0	2	1	0	0	3	0	0	3	0	3	9
和歌山県	1	1	0	3	0	0	0	0	0	5	0	5	10
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	2	0	8	9	6	0	6	25
広島県	0	0	0	6	0	0	1	0	1	1	0	1	9
山口県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
徳島県	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
香川県	0	0	2	2	0	8	0	0	0	0	0	0	12
愛媛県	0	0	0	0	2	2	0	1	2	8	0	8	15
高知県	0	0	0	0	0	2	1	5	10	0	0	0	18
福岡県	0	0	0	20	3	8	7	0	2	3	0	3	43
佐賀県	0	0	0	1	0	2	0	3	3	0	0	0	9
長崎県	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5
熊本県	1	0	1	1	1	4	0	3	0	2	0	2	13
大分県	0	0	0	0	5	0	0	0	6	3	0	3	14
宮崎県	2	0	1	3	2	2	3	0	3	0	0	0	16
鹿児島県	0	0	0	13	2	2	3	0	5	0	0	0	25
沖縄県	0	0	0	2	1	1	0	0	0	8	0	8	12
合計	7	30	90	105	81	96	73	97	116	82	0	82	777

注1：平成12年度～20年度までの指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

注2：各都道府県の数値には、指定都市、中核市分も含む。

指定取消等の年次別にみた介護給付費の返還額の状況

(平成21年度末時点)

指定取消等の年次	指定取消等事業所数 (注1)	返還対象事業所数 (注2)	返還額の状況(単位:百万円)			
			返還請求額 (注3)	返還済額	不納欠損額	未済額 (注4)
平成12年度	7	5	30	30	0	0
平成13年度	30	25	227	137	6	84
平成14年度	90	66	1,601	573	612	415
平成15年度	105	87	1,566	653	203	710
平成16年度	81	63	1,021	469	56	496
平成17年度	96	77	1,303	863	196	243
平成18年度	79	53	512	129	12	371
平成19年度	109	83	2,065	1,262	2	800
平成20年度	137	93	1,175	323	0	852
うち、営利法人監査によるもの (注5)	4	4	15	2	0	13
平成21年度	151	119	383	161	0	222
うち、営利法人監査によるもの (注5)	26	21	28	11	0	17
合 計	885	671	9,883	4,600	1,087	4,193

注1：指定取消事業所数は、指定取消、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)、指定の効力の一部又は全部停止を行った数である。

注2：返還対象事業所数には、返還額の有無について精査中である事業所も含む。

注3：返還請求額には、加算金の額を含む。

注4：未済額には、分割納付等により返還予定の額を含む。

注5：介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたもので、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付 老総発第0704001号他)に基づき実施した監査である。

(3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する 届出の状況（平成22年4月1日現在）

- ・ 業務管理体制の整備に関する届出事業者数（総括表）
- ・ 業務管理体制の整備に関する届出事業者数（都道府県所管 内訳）
- ・ 業務管理体制の整備に関する届出事業者数（指定都市・中核市所管 内訳）

業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

	指定等を受けて いる事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H22.4.1現在)	内訳(法人の種類別)					
			當利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
(1)厚生労働省所管	大	44	33		2	6		3
	中	320	182	1	61	69		7
	小	598	464	16	62	48		8
	合計	962	679	17	125	123		18
(2)都道府県所管	大	10	5			4		1
	中	1,348	152	4	267	794	33	98
	小	41,245	23,270	2,472	5,728	6,877	1,200	1,698
	合計	42,603	23,427	2,476	5,995	7,675	1,233	1,797
(3)指定都市・中核市所管	大							
	中	1				1		
	小	1,058	850	74	65	56		13
	合計	1,059	850	74	65	57		13
(4)(3)以外の市区町村所管	大							
	中							
	小	1,750	1,222	199	145	132	25	27
	合計	1,750	1,222	199	145	132	25	27
総合計 (1)~(4)	大	54	38		2	10		4
	中	1,669	334	5	328	864	33	105
	小	44,651	25,806	2,761	6,000	7,113	1,225	1,746
	合計	46,374	26,178	2,766	6,330	7,987	1,258	1,855

注1:「指定等を受けている 事業所数による区分」欄は、事業者の指定事業所数に応じて、「大」は100以上、「中」は20以上100未満、「小」は20未満として区分している。
 注2: (2)及び(3)について、各自治体別の内訳は、それぞれ別添「都道府県所管 内訳」、「指定都市・中核市所管 内訳」のとおりである。

業務管理体制の整備に関する届出事業者数(都道府県所管 内訳)

	指定等を受けて いる事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H22.4.1現在)	内訳(法人の種類別)				
			當利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体
北海道	大	2	1		15	20	1
	中	45	6		179	314	131
	小	1,652	885	102	194	334	132
	(小計)	1,699	892	102	194	334	132
青森県	大				18		1
	中	22	2				2
	小	543	270	17	54	152	30
	(小計)	565	272	17	54	170	30
岩手県	大						
	中	322	20		75	203	23
	小	1,209	428	75	162	441	59
	(小計)	1,531	448	75	237	644	82
宮城県	大						
	中	28	6		3	18	1
	小	706	420	51	68	108	33
	(小計)	734	426	51	71	126	33
秋田県	大						
	中	17	3		2	10	1
	小	432	237	14	45	92	29
	(小計)	449	240	14	47	102	30
山形県	大						
	中	12	3		3	4	1
	小	415	212	23	38	100	19
	(小計)	427	215	23	41	104	19
福島県	大						
	中	22	2		2	15	3
	小	638	320	30	96	137	17
	(小計)	660	322	30	98	152	17
茨城県	大						
	中	18	5		6	7	
	小	785	369	22	132	192	21
	(小計)	803	374	22	138	199	21
栃木県	大						
	中	5				4	1
	小	407	174	41	61	112	19
	(小計)	412	174	41	61	116	20
群馬県	大						
	中	16	3		5	6	2
	小	628	316	42	72	143	28
	(小計)	644	319	42	77	149	28
埼玉県	大						
	中	22	8		3	8	1
	小	889	505	41	121	179	14
	(小計)	911	513	41	124	187	15
千葉県	大	1	1				
	中	25	7		6	11	1
	小	1,455	895	96	159	235	31
	(小計)	1,481	903	96	165	246	31
東京都	大						
	中	48	11	11	4	26	2
	小	3,163	2,211	267	292	230	35
	(小計)	3,211	2,222	268	296	256	37
神奈川県	大	3	1			2	
	中	47	9		5	26	7
	小	1,614	933	184	167	255	5
	(小計)	1,664	943	184	172	283	5
新潟県	大	1				1	
	中	46	7		3	33	3
	小	591	315	17	70	133	25
	(小計)	638	322	17	73	167	25
富山県	大						
	中	14			6	7	1
	小	361	155	45	49	68	13
	(小計)	375	155	45	55	75	13
石川県	大						
	中	17	1		3	10	3
	小	399	202	25	60	82	17
	(小計)	416	203	25	63	92	17
福井県	大						
	中	8	2		1	4	1
	小	253	85	13	52	76	11
	(小計)	261	87	13	53	80	11
山梨県	大						
	中	5	1		1	11	2
	小	387	205	10	40	95	28
	(小計)	392	206	10	41	96	28
長野県	大						
	中	4				3	1
	小	782	296	119	87	94	73
	(小計)	786	296	119	87	97	73
岐阜県	大						
	中	46	1		2	41	2
	小	740	336	36	137	155	44
	(小計)	786	337	36	139	196	44
静岡県	大						
	中	31	7	1	3	19	1
	小	1,066	659	55	138	162	26
	(小計)	1,097	666	56	141	181	26
愛知県	大						
	中	48	6	1	12	22	7
	小	2,034	1,413	91	235	210	28
	(小計)	2,083	1,419	92	247	233	28
三重県	大						
	中	20	1		4	13	2
	小	742	429	70	65	121	18
	(小計)	762	430	70	69	134	18

業務管理体制の整備に関する届出事業者数(都道府県所管 内訳)

	指定等を受けて いる事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H22.4.1現在)	内訳(法人の種類別)					
			営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
	大							
滋賀県	中	12	2	1	1	7		1
	小	390	184	63	39	76	13	15
	(小計)	402	186	64	40	83	13	16
	大							
京都府	中	27			4	19		4
	小	601	279	37	114	118	17	36
	(小計)	628	279	37	118	137	17	40
	大							
大阪府	中	59	7		15	29		8
	小	3,635	2,573	195	347	410	7	103
	(小計)	3,695	2,581	195	362	439	7	111
	大							
兵庫県	中	52	4		8	32	2	6
	小	1,769	1,125	99	221	232	28	64
	(小計)	1,821	1,129	99	229	264	30	70
	大							
奈良県	中	8	1		4	3		
	小	544	332	27	49	95	31	10
	(小計)	552	333	27	53	98	31	10
	大							
和歌山県	中	17	2		3	9	1	2
	小	612	372	23	76	91	29	21
	(小計)	629	374	23	79	100	30	23
	大							
鳥取県	中	8			2	6		
	小	137	70	10	18	26	9	4
	(小計)	145	70	10	20	32	9	4
	大							
島根県	中	12	1		1	9		1
	小	346	152	28	38	95	10	23
	(小計)	358	153	28	39	104	10	24
	大							
岡山県	中	17	2		2	11		2
	小	877	448	41	188	140	28	32
	(小計)	894	450	41	190	151	28	34
	大							
広島県	中	46	4		10	27	1	4
	小	1,031	563	36	226	143	16	47
	(小計)	1,077	567	36	236	170	17	51
	大							
山口県	中	20	1		5	13		1
	小	585	303	37	95	105	18	27
	(小計)	605	304	37	100	118	18	28
	大							
徳島県	中	9	1		2	5		1
	小	497	282	16	105	57	14	23
	(小計)	506	283	16	107	62	14	24
	大							
香川県	中	12	2		2	7		1
	小	502	281	24	86	74	19	18
	(小計)	514	283	24	88	81	19	19
	大							
愛媛県	中	19	4		5	7		3
	小	634	369	23	118	77	19	28
	(小計)	653	373	23	123	84	19	31
	大							
高知県	中	5			1	4		
	小	386	166	12	97	58	8	45
	(小計)	391	166	12	98	62	8	45
	大							
福岡県	中	30	4		8	12	1	5
	小	2,263	1,432	76	336	327	29	63
	(小計)	2,294	1,437	76	344	339	30	68
	大							
佐賀県	中	6			2	4		
	小	402	157	55	96	61	22	11
	(小計)	408	157	55	98	65	22	11
	大							
長崎県	中	28	2		5	21		
	小	706	320	27	144	159	22	34
	(小計)	734	322	27	149	180	22	34
	大							
熊本県	中	16	1		7	6		2
	小	921	432	41	201	177	32	38
	(小計)	937	433	41	208	183	32	40
	大							
大分県	中	18	1		2	14		1
	小	659	312	37	163	95	12	40
	(小計)	677	313	37	165	109	12	41
	大							
宮崎県	中	13	1		2	9		1
	小	564	286	24	109	109	8	28
	(小計)	577	287	24	111	118	8	29
	大							
鹿児島県	中	15			8	6		1
	小	763	265	38	197	192	40	31
	(小計)	778	265	38	205	198	40	32
	大							
沖縄県	中	11	1		4	5		1
	小	530	297	17	86	74	34	22
	(小計)	541	298	17	90	79	34	23
	大							
合計	中	1,348	152	4	267	794	33	98
	小	41,245	23,270	2,472	5,728	6,877	1,200	1,698
	合計	42,603	23,427	2,476	5,995	7,675	1,233	1,797

注:「指定等を受けている事業所数による区分」欄は、事業者の指定事業所数に応じて、「大」は100以上、「中」は20以上100未満、「小」は20未満として区分している。

業務管理体制の整備に関する届出事業者数(指定都市・中核市所管 内訳)

	指定等を受けて いる事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H22.4.1現在)	内訳(法人の種類別)					
			営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法 人	地方公共団 体	その他
札幌市	大							
	中							
	小	72	70		1	1		
	(小計)	72	70		1	1		
仙台市	大							
	中							
	小	11	11					
	(小計)	11	11					
さいたま市	大							
	中							
	小	1				1		
	(小計)	213	150	11	22	23		7
千葉市	大							
	中							
	小	20	20					
	(小計)	20	20					
横浜市	大							
	中							
	小	50	25	14	7	4		
	(小計)	50	25	14	7	4		
川崎市	大							
	中							
	小	3	1	2				
	(小計)	3	1	2				
相模原市	大							
	中							
	小	5	2	2	1			
	(小計)	5	2	2	1			
新潟市	大							
	中							
	小	10	4	2		4		
	(小計)	10	4	2		4		
静岡市	大							
	中							
	小	13	12	1				
	(小計)	13	12	1				
浜松市	大							
	中							
	小	13	11	1		1		
	(小計)	13	11	1		1		
名古屋市	大							
	中							
	小	33	33					
	(小計)	33	33					
京都市	大							
	中							
	小	10	9		1			
	(小計)	10	9		1			
大阪市	大							
	中							
	小	20	15	2		3		
	(小計)	20	15	2		3		
堺市	大							
	中							
	小	10	8			1		1
	(小計)	10	8			1		1
神戸市	大							
	中							
	小	11	10		1			
	(小計)	11	10		1			
岡山市	大							
	中							
	小	29	25	2	2			
	(小計)	29	25	2	2			
広島市	大							
	中							
	小	17	14		3			
	(小計)	17	14		3			
北九州市	大							
	中							
	小	71	52	8	4	5		2
	(小計)	71	52	8	4	5		2
福岡市	大							
	中							
	小	22	19	2		1		
	(小計)	22	19	2		1		

業務管理体制の整備に関する届出事業者数(指定都市・中核市所管 内訳)

	指定等を受けて いる事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H22.4.1現在)	内訳(法人の種類別)				
			営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法 人	地方公共団 体
函館市	大						
	中						
	小	6	4		1		1
	(小計)	6	4		1		1
旭川市	大						
	中						
	小	42	34	4	3		1
	(小計)	42	34	4	3		1
青森市	大						
	中						
	小	23	21		1	1	
	(小計)	23	21		1	1	
盛岡市	大						
	中						
	小	2	2				
	(小計)	2	2				
秋田市	大						
	中						
	小	11	10		1		
	(小計)	11	10		1		
郡山市	大						
	中						
	小	5	5				
	(小計)	5	5				
いわき市	大						
	中						
	小	5	5				
	(小計)	5	5				
宇都宮市	大						
	中						
	小	7	6		1		
	(小計)	7	6		1		
前橋市	大						
	中						
	小	5	3	2			
	(小計)	5	3	2			
川越市	大						
	中						
	小	1		1			
	(小計)	1		1			
船橋市	大						
	中						
	小	3	3				
	(小計)	3	3				
柏市	大						
	中						
	小	9	4	4	1		
	(小計)	9	4	4	1		
横須賀市	大						
	中						
	小	15	14	1			
	(小計)	15	14	1			
富山市	大						
	中						
	小	2	2				
	(小計)	2	2				
金沢市	大						
	中						
	小	14	11	1		2	
	(小計)	14	11	1		2	
長野市	大						
	中						
	小	8	8				
	(小計)	8	8				
岐阜市	大						
	中						
	小	14	12	2			
	(小計)	14	12	2			
豊橋市	大						
	中						
	小	8	8				
	(小計)	8	8				
岡崎市	大						
	中						
	小	2	2				
	(小計)	2	2				
豊田市	大						
	中						
	小	5	4		1		
	(小計)	5	4		1		
大津市	大						
	中						
	小	16	12	2	2		
	(小計)	16	12	2	2		
高槻市	大						
	中						
	小	2	2				
	(小計)	2	2				

業務管理体制の整備に関する届出事業者数(指定都市・中核市所管 内訳)

	指定等を受けて いる事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H22.4.1現在)	内訳(法人の種類別)					
			営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法 人	地方公共団 体	その他
東大阪市	大							
	中							
	小	1	1					
	(小計)	1	1					
姫路市	大							
	中							
	小	3	2			1		
	(小計)	3	2			1		
尼崎市	大							
	中							
	小	5	5					
	(小計)	5	5					
西宮市	大							
	中							
	小	4	4					
	(小計)	4	4					
奈良市	大							
	中							
	小	7	6			1		
	(小計)	7	6			1		
和歌山市	大							
	中							
	小	8	6			2		
	(小計)	8	6			2		
倉敷市	大							
	中							
	小	15	13	1		1		
	(小計)	15	13	1		1		
福山市	大							
	中							
	小	22	20	1		1		
	(小計)	22	20	1		1		
下関市	大							
	中							
	小	1		1				
	(小計)	1		1				
高松市	大							
	中							
	小	10	7	1	2			
	(小計)	10	7	1	2			
松山市	大							
	中							
	小	28	28					
	(小計)	28	28					
高知市	大							
	中							
	小	9	5		2	2		
	(小計)	9	5		2	2		
久留米市	大							
	中							
	小	21	18		1	1		1
	(小計)	21	18		1	1		1
長崎市	大							
	中							
	小	23	16	3	3	1		
	(小計)	23	16	3	3	1		
熊本市	大							
	中							
	小	8	6	2				
	(小計)	8	6	2				
大分市	大							
	中							
	小	11	11					
	(小計)	11	11					
宮崎市	大							
	中							
	小	12	10	1	1			
	(小計)	12	10	1	1			
鹿児島市	大							
	中							
	小	32	29		2	1		
	(小計)	32	29		2	1		
合計	大							
	中	1						
	小	1,058	850	74	65	56	13	13
	合計	1,059	850	74	65	57		

注:「指定等を受けている 事業所数による区分」欄は、事業者の指定事業所数に応じて、「大」は100以上、「中」は20以上100未満、「小」は20未満として区分している。